

第 1 章

総 論

なお、流域治水の取組においては、自然環境が有する多様な機能を活かすグリーンインフラの考えを推進し、河川全体の自然の営みを視野に入れた多自然川づくりに取り組むとともに、河川のみならず、河川周辺の水田・森林、氾濫原湿地や河跡湖など流域の自然環境の保全や創出を図りつつ、治水対策を適切に組み合わせることにより、生態系ネットワークの形成に努める必要がある。

(2) 流域治水関連法

ハード整備の加速化・充実や治水計画の見直しに加え、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰し、国や流域自治体、企業・住民等、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実効性を高め、強力に推進するため、「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第31号。通称「流域治水関連法」。）が整備され、令和3年5月10日に公布、同年11月1日に全面施行された。

流域治水関連法では、流域治水に係る9つの法律（①特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）、②河川法（昭和39年法律第167号）、③下水道法（昭和33年法律第79号）、④水防法（昭和24年法律第193号）、⑤土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）、⑥都市計画法（昭和43年法律第100号）、⑦防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和47年法律第132号）、⑧都市緑地法（昭和48年法律第72号）、⑨建築基準法（昭和25年法律第201号））が一体的に改正されており、同法はハード・ソフト一体で総合的、かつ、多層的な流域治水対策を推進するための法的枠組みとなっている。

流域治水関連法に基づく各法令の改正内容と流域治水対策との関係を図1-2に示す。

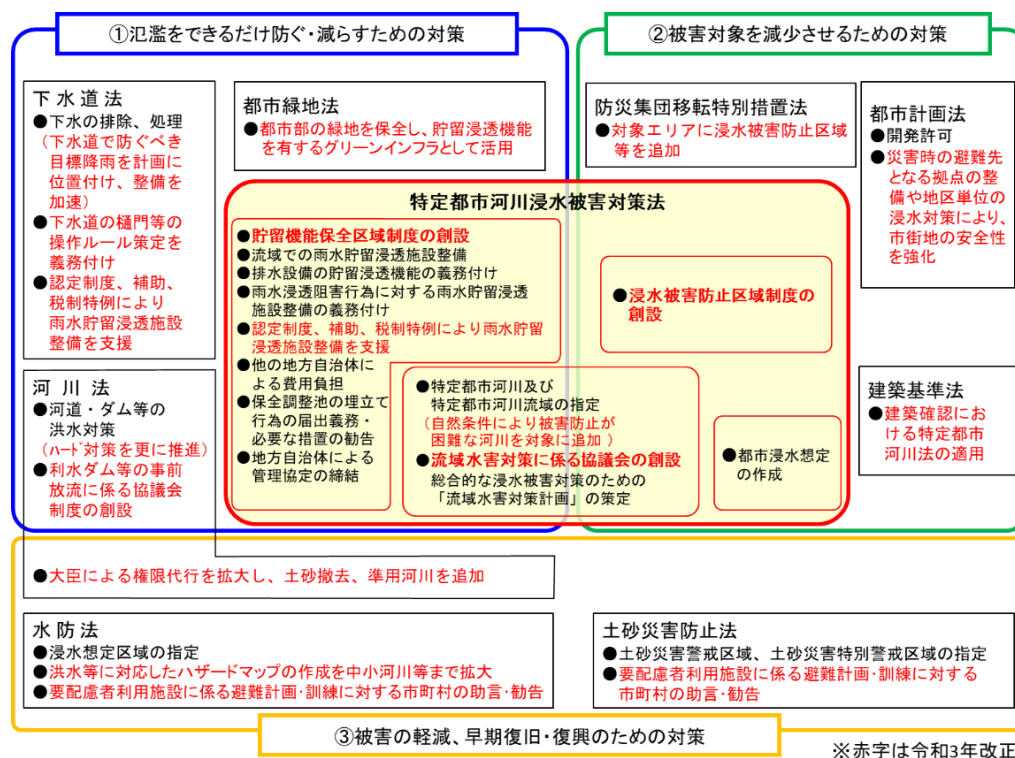


図 1-2 流域治水関連法に基づく各法令の改正内容と流域治水対策との関係

また、流域治水関連法の内容は、4本の柱に分類される（図1-3参照）。

このうち、本書で解説する特定都市河川浸水被害対策法は、流域治水関連法の中核をなすものであり、特定都市河川を全国の河川に拡大し法的枠組みのもとで流域治水を強力に推進していくための所要の改正が行われた。

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)

【公布：R3.5.10 / 施行：R3.7.15又はR3.11.1】

＜予算関連法律＞

背景・必要性

- 近年、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨等、全国各地で水災害が激甚化・頻発化
○気候変動の影響により、21世紀末には、全国平均で降雨量1.1倍、洪水発生頻度2倍になるとの試算
(20世紀末比)
- 降雨量の増大等に対応し、ハード整備の加速化・充実や治水計画の見直しに加え、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰し、国、流域自治体、企業・住民等、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実効性を高める法的枠組み「流域治水関連法」を整備する必要

法律の概要

※黄着色:特定都市河川浸水被害対策法関係

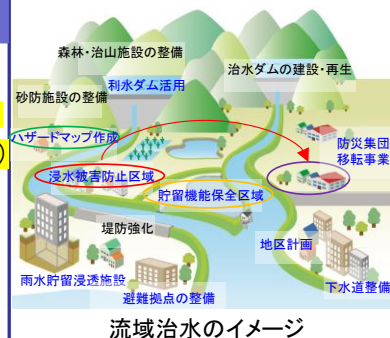
1. 流域治水の計画・体制の強化 【特定都市河川法】

◆ 流域水害対策計画を活用する河川の拡大

- 一 市街化の進展により河川整備で被害防止が困難な河川に加え、**自然的条件により困難な河川を対象に追加**(全国の河川に拡大)

◆ 流域水害対策に係る協議会の創設と計画の充実

- 一 国、都道府県、市町村等の関係者が一堂に会し、官民による雨水貯留浸透対策の強化、浸水エリアの土地利用等を協議
- 一 協議結果を流域水害対策計画に位置付け、確実に実施



2. 氾濫をできるだけ防ぐための対策 【河川法、下水道法、特定都市河川法、都市計画法、都市緑地法】

◆ 河川・下水道における対策の強化 ◎ 堤防整備等のハード対策を更に推進(予算)

- 一 **利水ダム等の事前放流に係る協議会**(河川管理者、電力会社等の利水者等が参画)制度の創設
- 一 **下水道**で浸水被害を防ぐべき**目標降雨**を計画に位置付け、整備を加速
- 一 下水道の**樋門等の操作ルール**の策定を義務付け、河川等から市街地への逆流等を確実に防止

◆ 流域における雨水貯留対策の強化

- 一 貯留機能保全区域を創設し、沿川の保水・遊水機能を有する土地を確保
- 一 都市部の緑地を保全し、貯留浸透機能を有するグリーンインフラとして活用
- 一 認定制度、補助、税制特例により、自治体・民間の雨水貯留浸透施設の整備を支援（※予算関連・税制）

3. 被害対象を減少させるための対策

◆ 水防災に対応したまちづくりとの連携、住まい方の工夫

- **浸水被害防止区域を創設し、住宅や要配慮者施設等の安全性を事前確認(許可制)**
- **防災集団移転促進事業のエリア要件の拡充等により、危険エリアからの移転を促進** (※予算関連)
- **災害時の避難先となる拠点の整備や地区単位の浸水対策により、市街地の安全性を強化** (※予算関連)

4. 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 【水防法、土砂災害防止法、河川法】

- 一 洪水等に対応した**ハザードマップの作成**を**中小河川等**まで**拡大**し、リスク情報空白域を解消
- 一 要配慮者利用施設に係る**避難計画・訓練**に対する**市町村の助言・勧告**によって、避難の実効性確保
- 一 国土交通大臣による権限代行の対象を拡大し、災害で堆積した**土砂の撤去**、**準用河川**を追加

図 1-3 流域治水関連法の概要

第2節 特定都市河川浸水被害対策法の改正（法第1条から第3条まで）

第一 特定都市河川浸水被害対策法関係

1. 特定都市河川の指定要件の見直しについて（特定都市河川浸水被害対策法第1条から第3条まで関係）

（1）改正の趣旨

特定都市河川浸水被害対策法は、都市部を流れる河川の流域において、浸水被害対策の総合的な推進のための流域水害対策計画の策定、河川管理者による雨水貯留浸透施設の整備、雨水の浸透を著しく妨げる行為の許可その他の措置を定めることにより、特定都市河川流域における浸水被害の防止のための対策の推進を図るものである。

改正前の同法においては、運用上、特定都市河川の指定に当たり「都市部を流れる河川」の要件として流域内の市街化率が概ね5割以上であること、「著しい浸水被害の発生又はそのおそれ」を有している河川の要件として、過去の実績又は想定される年平均水害被害額が10億円以上であること、「河道等の整備による浸水被害の防止が市街化の進展により困難」な河川の要件として、個別の河川の整備状況、事業計画、事業進捗の見込み、流域の市街化の進展の状況及びその将来の見込みを踏まえることとされてきた。

近年、気候変動により水災害が激甚化・頻発化しており、令和元年東日本台風などでは、地方の県庁所在地や中核都市等の都市部を流れる河川において、従来想定していなかった規模での水害が発生しており、「市街化の進展」以外の要因により、河道等の整備による浸水被害の防止が困難となる状況が生じている。

このような状況を踏まえ、改正法による特定都市河川浸水被害対策法の改正（以下「特定都市河川法改正」という。）により、特定都市河川法改正前には指定対象とされていなかった、「当該河川が接続する河川の状況若しくは当該都市部を流れる河川の周辺の地形その他の自然的条件の特殊性」により、河道等の整備のみでは浸水被害の防止が困難な河川及びその流域について、指定の対象に加え、全国で流域一体となった浸水被害対策の推進を図ることとされた。

【解説】

特定都市河川浸水被害対策法は、都市化の進展に伴う人口及び資産の集積、集中豪雨の増加等により、都市部における浸水被害が甚大となってきた一方、都市部を流れる河川の流域においては、通常の河川改修のみでは浸水被害の防止を図ることが市街化の進展により困難となってきたことを踏まえ、当該流域における浸水被害の防止のための対策の推進を図るものとして、平成16年5月15日に施行された。同法の改正前までに3大都市圏を中心に8水系64河川が特定都市河川に指定されていた（図1-4参照）。

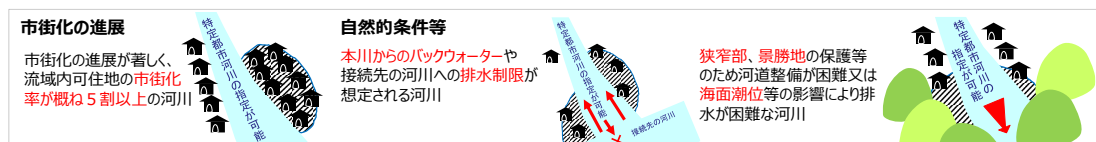
今般、気候変動により水災害が激甚化・頻発化しており、「市街化の進展」以外の要因により、河道等の整備による浸水被害の防止が困難となる状況が生じていること等を踏まえ、同法の改正前には指定対象とされていなかった「接続する河川の状況」「河川の周辺の地形等の自然的条件の特殊性」を要因として浸水被害の防止が困難な河川を指定の対象に加えることとされ、従前の指定要件が大幅に見直されたことにより、特定都市河川の対象が全国の河川に拡大され、全国で流域一体となった浸水被害対策の推進を図ることとされた。

改正後の特定都市河川浸水被害対策法の全体像について、図 1-5 に示す。

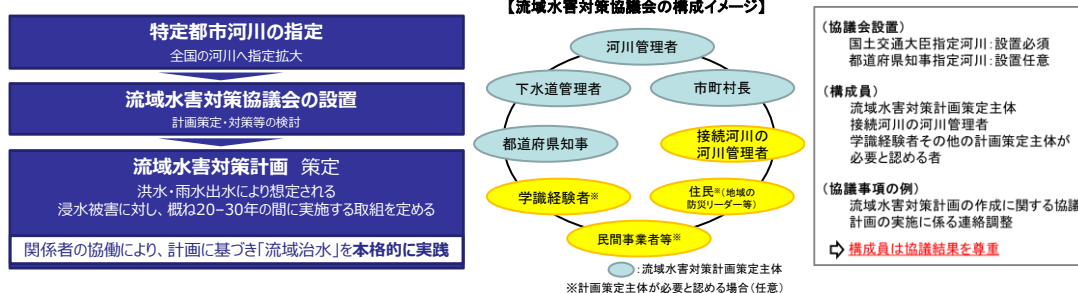


図 1-4 特定都市河川の一覧（特定都市河川浸水被害対策法改正前）

特定都市河川の指定対象



流域治水の計画・体制の強化



流域水害対策計画に基づく流域治水の実践

河川改修・排水機場等の
ハード整備

流域水害対策計画に位置付けられたメニューについて、整備を加速化する

- ・河道掘削、堤防整備
- ・遊水地、輪中堤の整備
- ・排水機場の機能増強 等

雨水貯留浸透施設の整備

流域で雨水を貯留・浸透させ、水害リスクを減らすため、**公共に加え、民間**による雨水貯留浸透施設の設置を促進する

- ①雨水貯留浸透施設整備計画の認定
都道府県知事等が認定することで、補助金の拡充、税制優遇、公共による管理ができる制度等を創設
- ・ 対象：民間事業者等
 - ・ 規模要件： $\geq 30\text{m}^3$ （条例で0.1-30 m^3 の間で基準緩和が可能）
- ②国有財産の活用制度
国有地の無償貸付又は譲与ができる
- ・ 対象：地方公共団体



雨水貯留浸透施設の例



雨水浸透阻害行為の許可

田畑等の土地が開発され、雨水が地下に浸透せず河川に直接流出することにより水害リスクが高まることがないよう、一定規模以上の開発について、**貯留・浸透対策を義務付ける**

- 対象：公共・民間による1,000m³※
以上の雨水浸透阻害行為
※条例で基準強化が可能

保全調整池の指定

100m³以上の防災調整池を保全調整池として指定し、機能を阻害する埋立等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる

- 指定権者：都道府県知事等
- 埋立等の行為の事前届出を義務化
- 届出内容に対し、助言・勧告

浸水被害防止区域の指定

浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定し、開発規制や居住誘導・住まい方の工夫等の措置を講じることができる

- ・指定権者：都道府県知事
- ・都市計画法上の**開発の原則禁止**(自己用住宅除く)
- ・住宅・要配慮者施設等の**開発・建築行為を許可制**とすることで安全性を確保

住宅・要配慮者施設等の
安全性を事前許可制とする



浸水被害被害防止区域における
居住誘導・住まい方の工夫のイメージ

貯留機能保全区域の指定

洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定し、機能を阻害する盛土等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる

- 指定権者：都道府県知事等
- 盛土等の行為の事前届出を義務化
- 届出内容に対し、必要に応じて助言・勧告



貯留機能を有する土地のイメージ

図 1-5 特定都市河川浸水被害対策法の全体像

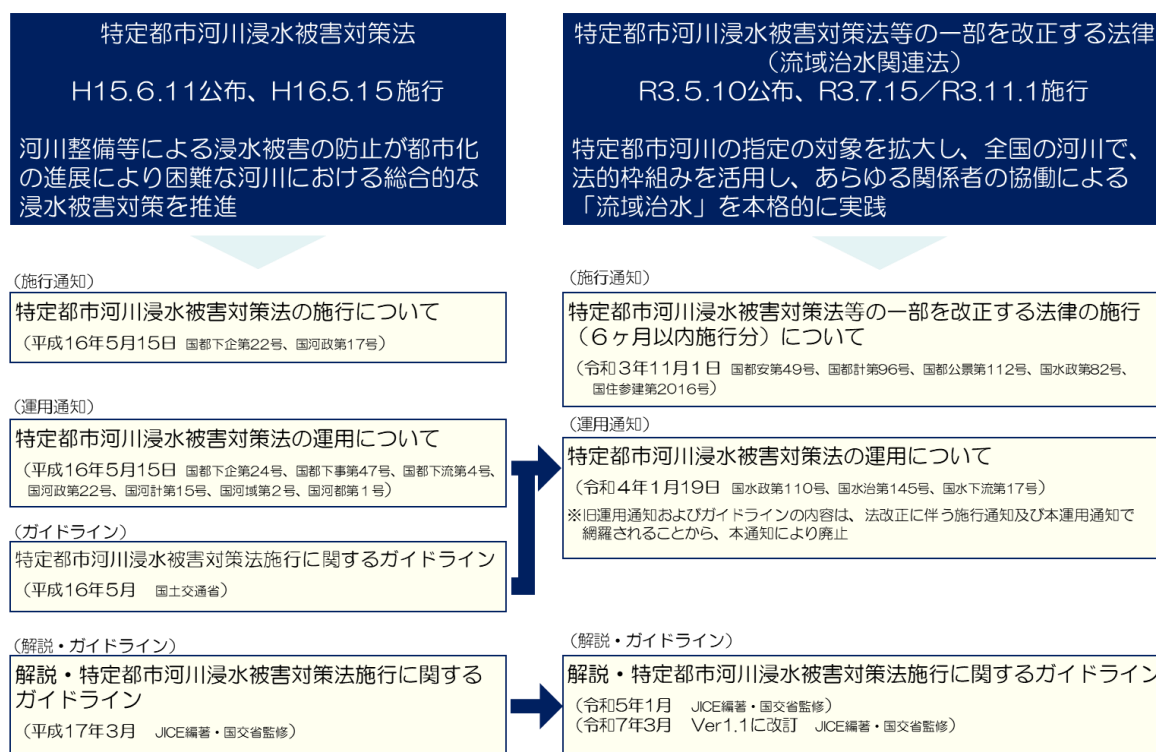
なお、改正前の特定都市河川浸水被害対策法に基づく各施策のうち、都市洪水等発生時の円滑、かつ、迅速な避難確保等を図ることとされていた都市洪水想定区域及び都市浸水想定区域制度については、流域治水関連法によって水防法の規定に基づく浸水想定区域制度に一本化されたことに伴い廃止されている。なお、その他の各施策は改正後も踏襲されている。

第3節 本書の位置付け

(1) 特定都市河川浸水被害対策法に係る通知等

平成16年5月15日の法の施行及び令和3年11月1日の流域治水関連法の施行に当たっては、それぞれ、施行及び運用に当たり留意すべき事項等について通知等が発出されている。

同法に係る通知等一覧について、図1-6に示す。



※通知については、これらの他、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）の一部の施行等について（平成24年3月19日国水政第115号）」が発出されている。

図 1-6 特定都市河川浸水被害対策法に係る通知等の一覧

(2) 本書の位置付け及び構成

本書「解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン」は、特定都市河川浸水被害対策法に規定する特定都市河川及び特定都市河川流域の指定、流域水害対策計画の策定・実施等において、河川管理者、下水道管理者、都道府県及び市町村等が適切、かつ、円滑に同法を活用するため、検討手順及び留意すべき事項等を取りまとめたものである。

本書は同法の改正の際に発出された通知を引用した上で、通知の内容を解説するものであり、実務者が理解しやすいよう図表や参考となる事例等を用いる等、工夫している。

また、本書の第2章以降において、「法」とは特定都市河川浸水被害対策法、「令」とは特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成16年政令第168号）、「規則」とは特定都市河川浸水被害対策法施行規則（平成16年国土交通省令第64号）を指す。

（3）本書の作成経緯

本書の作成に当たっては、都道府県等の実務担当者に対し特定都市河川連絡会への参加を募り、同会を通じた意見交換等も踏まえ、改正後の都市河川浸水被害対策法の運用に際し周知すべき事項や具体的な検討を進めてきた。

特定都市河川連絡会は、令和3年6月以降、合計7回開催され、意見・質問募集を通じて、約700件のご意見等を頂いた。これらのご意見等を踏まえ、より実務者の理解促進に資するよう本書の内容の充実を図った。

令和5年1月のガイドライン発行以降において、関係する各制度の拡充、最新情報への更新による追記・修正、文章の誤字等の修正を行いVer1.1として改訂し、内容の充実を図った。

（4）地方公共団体向け本書の関連項目等

特定都市河川浸水被害対策法には、流域治水を法的枠組みにより推進するための様々な規定がある。

このうち、地方公共団体が実施権者となり得る規定の一覧について、表1-1に示す。

地方公共団体において条例や規則で別途定める事項の一覧について、表1-2に示す。

地方公共団体において公示、公告又は縦覧する事項の一覧について、表1-3に示す。

なお、同法の運用に当たっては、河川管理者及び下水道管理者のみならず、都道府県及び市町村の水防、まちづくり（都市計画）、建築、農林をはじめとした各関係部局や流域内で事業を営む民間事業者や、流域内に居住する住民等の多くの関係者が関わるのが想定される。

表 1-1 地方公共団体が実施権者となり得る規定の一覧

法	令	規則	運用通知 ^{※1}	本書掲載P	事項の概要	実施権者となり得る者 都道府県知事 指定都市の長 中核市の長 左記以外の 市町村の長
「特定都市河川の指定」に関すること						
第3条	第1条			P2-9	特定都市河川及び特定都市河川流域の指定 ^{※2}	
「流域水害対策協議会制度」に関すること						
第6条 第7条				P3-1	流域水害対策協議会の設置	○※4 ○※4
「流域水害対策計画」に関すること						
第4条				P4-1	流域水害対策計画の策定	○※3 ○※4 ○※4
「雨水貯留浸透施設整備計画の認定等」に関すること						
第11条	第6条			P5-2	雨水貯留浸透施設整備計画の認定	○ ○ ○※5
第19条				P5-20	雨水貯留浸透施設の管理協定の締結	○ ○ ○
「雨水浸透阻害行為の許可」に関すること						
第9条 第2項	2. (8)			P6-31	基準降雨の公示	○ ○ ○※5
第30条	第16条			P6-3	雨水浸透阻害行為の許可	○ ○ ○※5
				P6-49	対策工事により設置された雨水貯留浸透施設の移管	○ ○ ○※5
第39条 第13条	第29条			P6-50	対策工事により設置された雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の許可	○ ○ ○※5
「保全調整池の指定」に関すること						
第44条				P6-55	保全調整池の指定	○ ○ ○※5
第46条 第15条 第16条				P6-58	保全調整池の機能を阻害するおそれのある行為の許可	○ ○ ○※5
第48条				P6-59	保全調整池の管理協定の締結	○ ○ ○
「貯留機能保全区域の指定」に関すること						
第53条				P7-5	貯留機能保全区域の指定	○ ○ ○※5
第55条 第17条	第41条 第42条			P7-16	貯留機能保全区域における対象行為の届出	○ ○ ○※5
「浸水被害防止区域の指定」に関すること						
第56条				P8-7	浸水被害防止区域の指定	○ ○ ○
第57条	第49条			P8-22	浸水被害防止区域における特定開発行為の許可	○ ○ ○※5
第66条	第65条			P8-43	浸水被害防止区域における特定建築行為の許可	○ ○ ○※5

※1：特定都市河川浸水被害対策法の運用について(令和4年1月19日国水政第110号、国水治第145号、国水 downstream 第17号)

※2：指定しようとする区間のすべてが一級河川の指定区間内にあるときもしくは二級河川のとこ

※3：特定都市河川の河川管理者又は特定都市河川流域に係る特定都市下水道の下水道管理者を含む

※4：特定都市河川流域に係る特定都市下水道の下水道管理者を含む

※5：都道府県知事の権限に属する事務を指定都市及び中核市以外の市町村へ権限移譲された場合

表 1-2 地方公共団体において条例や規則で別途定める事項の一覧

法	令	規則	施行通知※1	運用通知※2	本書掲載P	事項の概要	条例又は規則で定める内容	法令上の実施主体	必須※3	条例又は規則 条例 規則
【流域水害対策計画の策定に関すること】										
第10条	第4条			1. (1) 1. (3)③(iii)	P4-55	下水道法第10条第1項に規定する排水設備の指定するべき排水及び雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する技術上の基準	下水道法第10条第1項に規定する排水設備に適用すべき排水及び雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する技術上の基準	公共下水道管理者		○
【雨水貯留浸透施設整備計画の認定等に関すること】										
			4. (2)		P5-2	事務の権限移譲	雨水貯留浸透施設整備計画の認定に係る事務について、都道府県知事の権限に属する事務を指定都市等以外の市町村への権限の移譲	-		○
		第8条	4. (4)		P5-11	雨水貯留浸透施設の認定基準となる規模の緩和	雨水貯留浸透施設整備計画の認定基準となる規模	都道府県、指定都市、中核市		○
(地方税法)			4. (8)		P5-19	認定計画に係る雨水貯留浸透施設の固定資産税の減税	認定計画に係る雨水貯留浸透施設の固定資産税の課税標準	市町村	○	○
【雨水浸透阻害行為の許可に関すること】										
				2. (1)②	P6-4	事務の権限移譲	雨水浸透阻害行為の許可に係る事務について、都道府県知事の権限に属する事務を指定都市等以外の市町村への権限の移譲	-		○
				2. (1)②	P6-5	許可手数料の徴収	雨水浸透阻害行為の許可に係る手数料に関する事項	-		○
第30条	第19条			2. (3) 2. (4)② 2. (10)	P6-16	許可の対象規模の引下げ	許可を要する雨水浸透阻害行為の規模(土地の面積)	都道府県、指定都市、中核市、事務処理市町村		○
第33条第1項	第0条	第22条		2. (9)	P6-44	許可の技術的基準の強化	対策工事の計画にいての技術的基準(強化以降)	地方公共団体		○
第38条第3項	第27条			2. (20)	P6-52	対策工事により設置された雨水貯留浸透施設の権限の設置の基準	権限に明示する事項および権限の設置場所についての基準	都道府県、指定都市、中核市、事務処理市町村	○	○
【保全調整池の指定に関すること】										
				3. (1)	P6-55	保全調整池の指定に係る事務の権限移譲	保全調整池の指定に係る事務について、都道府県知事の権限に属する事務を指定都市等以外の市町村への権限の移譲	-		○
第44条	第14条			3. (3)	P6-55	保全調整池の指定の対象規模の引下げ	保全調整池として指定する防災調整池の規模	都道府県、指定都市、中核市、事務処理市町村		○
第45条第1項	第33条	第33条		3. (5)	P6-57	保全調整池の権限の設置の基準	権限に明示する事項および権限の設置場所についての基準	都道府県、指定都市、中核市、事務処理市町村	※4	○
【貯留機能保全全区域の指定に関すること】										
				5. (2)②	P7-5	事務の権限移譲	貯留機能保全全区域の指定に係る事務について、都道府県知事の権限に属する事務を指定都市等以外の市町村への権限の移譲	-		○
(地方税法)					P7-10	貯留機能保全全区域の指定を認めている土地の固定資産税及び都市計画税の減税	貯留機能保全全区域の指定を受けている土地の固定資産税及び都市計画税の課税標準	市町村	○	○
第54条第1項	第40条	第5. (3)			P7-13	貯留機能保全全区域の権限の設置の基準	権限に明示する事項および権限の設置場所についての基準	都道府県、指定都市、中核市、事務処理市町村	※4	○
【浸水被害防止区域の指定に関すること】										
第67条第2項					P8-22	事務の権限移譲	特定開発行為の許可、特定建築行為の許可に係る事務について、都道府県知事の権限に属する事務を指定都市等以外の市町村への権限の移譲	-		○
第67条第4項	第3項				P8-47	特定建築行為の申請に係る申請書の添付図書の一部省略	特定建築行為の申請に係る申請書の添付図書の一部省略	都道府県、指定都市、中核市		○
第67条第2項第3号				6. (4)②(iii)	P8-28	区域ごとの制限用途	法第57条第2項第1号および第2号に掲げるもののほか、洪水又は雨水出水の発生時における利用者の円滑かつ迅速な避難を確保することができないおそれがあるものとして、浸水被害防止区域内の区域ごとの制限用途	市町村		○
第67条第3項					P8-45	特定建築行為の申請に係る申請書の記載事項	条例で定める用途の建築物についての特定建築行為の申請にかかる申請書の記載事項	市町村	※5	○
第67条第4項					P8-47	特定建築行為の申請に係る申請書の添付図書	条例で定める用途の建築物についての特定建築行為の申請にかかる申請書の添付図書	市町村	※5	○
第68条第2項第3号	第69条	第6. (5)③(iv)			P8-57	特定建築行為の許可に係る居室の床面の高さの基準	条例で定める用途の建築物についての特定建築行為の許可にかかる居室の床面の高さに関する基準	市町村	※5	○
第71条第2項	第73条				P8-47	特定建築行為の変更の申請に係る申請書の記載事項	条例で定める用途の建築物についての特定建築行為の許可にかかる申請書の記載事項	市町村	※5	○

※1：特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行(6ヶ月以内施行分)について(令和4年11月1日国都安第110号、国土水政第145号、国土水政第17号)

※2：特定都市河川浸水被害対策法の運用について(令和4年1月19日国土水政第110号、国土水政第145号、国土水政第17号)

※3：地方公共団体による事務の実施によらず、条例や規則による定めが必要事項

※4：保全調整池、貯留機能保全区域を指定したときは条例の定めによる権限の設置が義務づけられていることに留意する

※5：区域ごとの制限用途を定めた場合には当該事項を条例で定めることに留意する

表 1-3 地方公共団体において公示、公告又は縦覧する事項の一覧

法	令	規則	施行通知 ^{※1}	運用通知 ^{※2}	本審 掲載P	公示、公告又は縦覧する内容	指定 ^{※3}	法令上の実施主体	実施 タイミング	公示、公告、縦覧 公示、公告、縦覧
【特定都市河川の指定に関すること】										
第3条 第10項		第1条	1. (4)②		P2-9	特定都市河川及び特定都市河川流域の指定	○	都道府県	指定時	○
第3条 第11項		第1条	1. (4)②		P2-9	特定都市河川及び特定都市河川流域の変更、解除		都道府県	変更、解除時	○
【流域水害対策計画の策定に関すること】										
第9条 第3項	第4条				-	河川管理者が管理する雨水貯留浸透施設の区域の指定、変更		河川管理者	-	○
【雨水貯留浸透施設整備計画の認定等に関すること】										
第21条 第1項		第14条	4. (9)③		P5-26	認定雨水貯留浸透施設に係る管理協定を締結しようとする旨		地方公共団体	締結前	○
第21条 第1項			4. (9)③		P5-26	認定雨水貯留浸透施設に係る管理協定		地方公共団体	締結前	○
第22条		第15条	4. (9)③		P5-26	認定雨水貯留浸透施設に係る管理協定を締結した旨(変更含む)		地方公共団体	締結時	○ ^{※4}
第22条			4. (9)③		P5-26	認定雨水貯留浸透施設に係る管理協定の写し		地方公共団体	締結時	○
【雨水浸透阻害行為の許可に関すること】										
第9条 第2項	第1条	2. (8)①			P6-30	基準降雨の定め	○	都道府県、指定都市、 中核市、基幹処理市町村	特定都市河川等の 指定公示の日	○
第41条 第2項					-	義務者が必要な措置を行うべき旨及び義務者が当該措置を行わないときは都道府県知事等が当該措置 を行う旨		都道府県、指定都市、 中核市	措置を命じる前	○
第41条 第3項		第31条			-	雨水浸透阻害行為に係る監督処分を行った旨		都道府県、指定都市、 中核市	措置を命じた時	○
【保全調整池の指定に関すること】										
第44条 第3項		第32条			-	保全調整池の指定、解除		都道府県、指定都市、 中核市	指定時	○ ^{※5}
第49条 第1項		第37条			-	保全調整池に係る管理協定を締結しようとする旨		地方公共団体	締結前	○
第49条 第1項					-	保全調整池に係る管理協定		地方公共団体	締結前	○
第50条		第38条			-	保全調整池に係る管理協定を締結した旨(変更含む)		地方公共団体	締結時	○
第50条					-	保全調整池に係る管理協定の写し		地方公共団体	締結時	○
【貯留機能保全区域の指定に関すること】										
第53条 第4項	第39条	5. (2)④			P7-11	貯留機能保全区域の指定、解除(名称及び指定番号、位置、形状)		都道府県、指定都市、 中核市	指定時	○ ^{※5}
【浸水被害防止区域の指定に関すること】										
第56条 第3項		第46条	6. (2)④		P8-12	浸水被害防止区域の指定をしようとする旨		都道府県	指定前	○
第56条 第3項			6. (2)④		P8-12	浸水被害防止区域の指定の案、当該指定をしようとする理由の縦覧		都道府県	指定前	○
第56条 第6項	第47条 第48条		6. (2)④		P8-12	浸水被害防止区域の指定、変更、解除(指定の区域、基準水位、流体力が最大となるときの水深及び流 速)		都道府県	指定時	○ ^{※6}
第56条 第9項			6. (2)④		P8-12	浸水被害防止区域の指定の公示された事項を記載した図書		関係市町村	指定時	○
第53条 第3項		第63条	6. (4)⑤		P8-41	特定開発行為に関する工事が完了した旨及び当該工事後において当該工事に係る特定開発区 域内の地盤面の高さが基準水位以上である区域があるときはその区域		都道府県、指定都市、 中核市	検査済証交付時	○
第73条 第2項					P8-55	特定開発行為又は特定建築行為に係る監督処分をしようとする場合における義務者が必要な措置を行う べき旨及び義務者が当該措置を行わないときは都道府県知事等が当該措置を行う旨		都道府県、指定都市、 中核市	措置を命じる前	○
第73条 第3項		第75条			P8-55	特定開発行為又は特定建築行為にかかるとする監督処分を行った旨		都道府県、指定都市、 中核市	措置を命じた時	○

※1：特定都市河川(浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行(6ヶ月以内施行分)について(令和3年11月1日)国都安第49号、国都計第96号、国都公景第112号、国水政第82号、国住参建第2016号)

※2：特定都市河川(浸水被害対策法の運用について(令和4年1月19日)国水政第110号、国水法第145号、国水下流第17号)

※3：特定都市河川等の指定の際に公示等が必要な事項

※4：協定施設内に協定施設である旨を(又は土地の区域内に協定施設が区域内に存する旨を)明示する

※5：保全調整池、貯留機能保全区域の指定に係る公示について土地の所有者、市町村長へ通知する

※6：浸水被害防止区域の指定に係る公示後、公示された事項が記載された図書を関係市町村長へ送付する